

I. 予算の執行促進策と執行上の課題について

円滑な価格転嫁の推進 – スライド条項の運用基準の策定

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

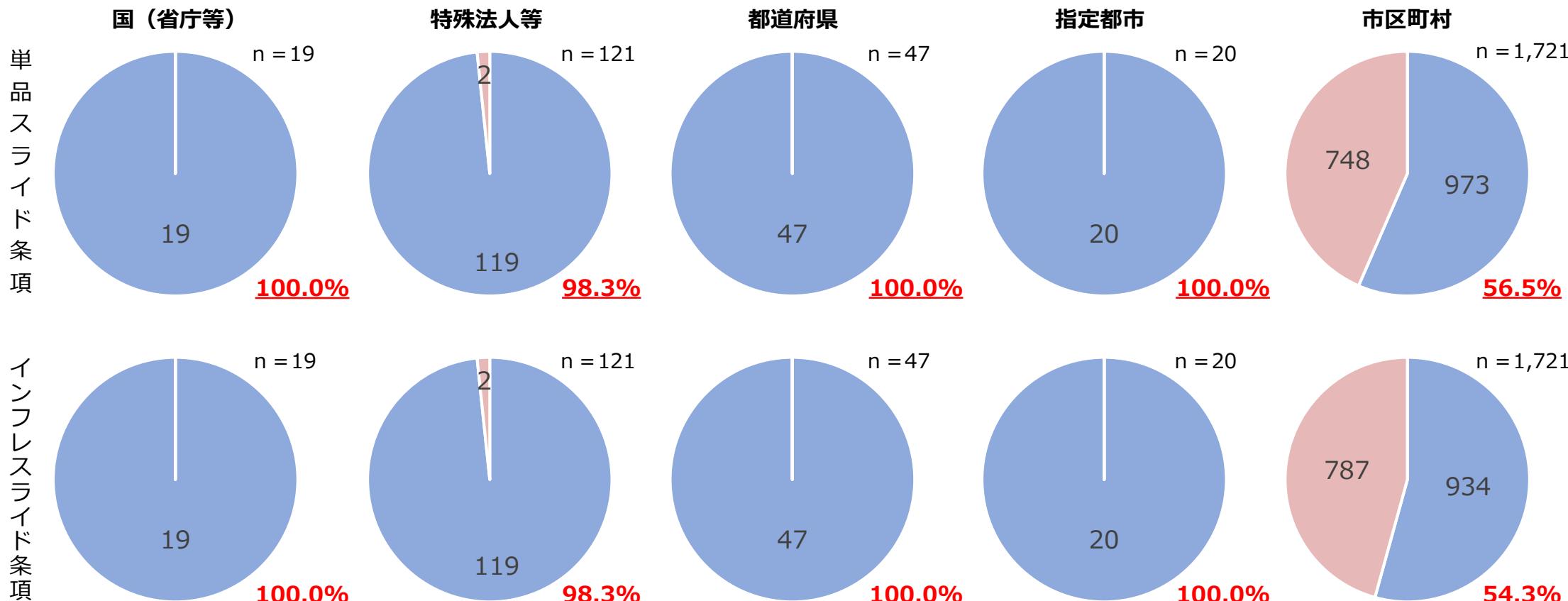
令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（令和6年7月1日時点）より

- …工事内容の変更が必要となり工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、…。

＜適正化指針：第25(4)＞

単品スライド条項※やインフレスライド条項※の運用については、取組が遅れていた市区町村でも、運用基準を策定している団体が5割を超えるなど取組が進捗している。

※ 公共工事標準請負契約約款第26条第5項, 第6項



令和6年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和6年7月1日時点)より

公共発注者の責務（入契法適正化指針における記述）

- ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。 <適正化指針：第24(1)>
- 各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。 <適正化指針：第24(3)>

低入札価格調査の基準価格等の算定式については、各団体において最新の中央公契連モデルやそれ以上の水準の独自モデルの使用が進み、特に国・都道府県ではほぼ全ての団体※が最新の中央公契連モデル以上の水準を採用している。

※ 制度未導入である団体を除く。

